

**令和4年度 佐賀県相談支援従事者初任者研修  
(相談支援専門員コース) 実施要領**

**1. 目的**

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

**2. 実施主体**

佐賀県 (公益社団法人 佐賀県社会福祉士会に委託して実施)

**3. 内容**

開催方法、受講料、定員、受講対象者、備考は次表のとおり。

<b>内容</b>	『相談支援専門員』として業務に従事しようとする者の資格要件研修であり、研修全日程（7日間）の講義・演習を受講するもの。 <b>※サービス管理責任者・児童発達管理責任者コースは別途開催</b>
<b>開催方法</b>	オンライン研修（Zoom ミーティング）
<b>受講料</b>	14,500円 ※受講料の支払方法は、受講決定通知書とともに各受講者へ通知します。
<b>定員</b>	100名程度
<b>受講対象者</b>	以下に掲げる①～③のいずれかを満たしている者 ① 相談支援専門員として支援業務に従事しようとする者であり、原則として佐賀県内の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所に所属し、相談支援専門員となるための別表1に掲げる実務経験を有する者。もしくは本研修修了後1年以内に、相談支援専門員となるための実務経験を満たす者。 ② 佐賀県内の市町等職員のうち、障害福祉業務に従事する者。 特に、障害福祉サービス等の支給決定の担当職員。 ③ 別表1に掲げる実務経験を有しており今後、相談支援専門員として従事しようとする個人及び佐賀県民に対して計画相談等を提供した実績のある事業所に所属する者。
<b>備考</b>	※1 研修課題が作成できない場合、原則修了できません。 ※2 相談支援専門員は、初任者研修修了後の翌年度から5年ごとに現任研修の受講が必要です。ただし、 <b>実務経験がない場合は現任研修を受講できず更新できない場合があります。</b>

## 注意事項

- ・ Zoom ミーティングで実施のため会場はありません。
- ・ 参加には1名1台の機材が必要です。ワード、エクセルの使用やPDFデータの受け取りができないタブレット・スマートフォンでは参加できません。
- ・ 開始時間 30 分前より入室許可を行います。
- ・ Zoom 説明会には必ず受講者本人が参加してください。
- ・ Zoom によるオンライン受講に必要なパソコンやウェブカメラ、ヘッドセット等の機材及び、通信制限のない通信環境をご準備ください。

## (1) 日時・場所

研修 5 日目以降は 日程①、日程②に分かれて実施。

		日程	内容
Zoom 説明会		6 月 27 日 (月) 13 : 30 ~ 15 : 00	Zoom 操作説明会
1 日目		7 月 7 日 (木) 9 : 20 ~ 16 : 40	講 義
2 日目		7 月 8 日 (金) 9 : 30 ~ 16 : 20	講 義
3 日目		7 月 12 日 (火) 9 : 30 ~ 17 : 00	講義演習
4 日目		7 月 13 日 (水) 9 : 30 ~ 17 : 00	講義演習
日程①	5 日目	8 月 9 日 (火) 9 : 30 ~ 16 : 30	演 習
	6 日目	9 月 7 日 (水) 9 : 30 ~ 17 : 00	
	7 日目	9 月 8 日 (木) 9 : 30 ~ 16 : 45	演 習
日程②	5 日目	8 月 10 日 (水) 9 : 30 ~ 16 : 30	演 習
	6 日目	9 月 14 日 (水) 9 : 30 ~ 17 : 00	
	7 日目	9 月 15 日 (木) 9 : 30 ~ 16 : 45	

※Zoom 説明会については、受講者本人で参加し、使用するインターネット環境や機器については当日使用するものをご使用ください。

## (2) 研修資料について

受講決定後、入金確認書を FAX 頂いた方へテキストを送付いたします。また、講師独自資料については、ダウンロード URL をメールにて送らせていただきます。

(3) 研修課題（詳細は受講決定時にお知らせします。）

**研修課題**

研修4日目に行う実習ガイダンスに従って課題1～3を提出して下さい。

**課題1 アセスメントシートの作成**

障害福祉サービス等を利用する障害児者本人の居宅訪問を行い、面接による情報収集・アセスメント、プランニングを行う。

**課題2 サービス等利用計画の作成**

5日目の演習を踏まえ、必要に応じて追加の情報収集及び再アセスメントを実施し、プランニング内容の修正とサービス等利用計画の作成を行う。

**課題3 地域資源調査**

地域（市町村・障害保健福祉圏域等）における地域資源（公的機関、障害福祉サービス・障害児支援サービス提供事業所、（自立支援）協議会などに関する情報を収集し、所定の書式に記録する。

なお、希望する佐賀県内の受講者へは課題作成のための各圏域の情報収集やネットワーク作りの機会を準備する予定です。

（日程は受講決定時にお伝えします。）

**4. 申込方法**

研修を受講しようとする者は、受講申込書（様式1）に必要事項を記入し顔写真を貼付のうえ公益社団法人佐賀県社会福祉士会へ郵送または持参により提出する。

申込内容に空欄や、虚偽の記載がある場合は申込を受け付けられない場合があります。

**・申込に必要な様式**

① 受講申込書（様式1）※顔写真を必ず貼付すること（カラー印刷でも可）

② 実務経験証明書（参考様式4）の写し

③ 国家資格等及び社会福祉主事任用資格等により研修対象者となる者は、免許等の写し

※ 但し、②と③については、研修修了までに提出でも可（提出がない場合には修了証を発行できない場合があります。）

申込期間

令和4年6月10日（金）まで（必着）

申込先（郵送または持参、FAX・メールは不可）

〒849-0935 佐賀市八戸溝1丁目15番3号

公益社団法人佐賀県社会福祉士会 相談支援従事者初任者研修担当 宛

## 5. 受講決定の優先順位

本研修の円滑な運営の為に、募集定員を超える受講申込みがあった場合は、現に佐賀県内の相談支援事業所に従事している方で、本年度中に研修受講の必要のある方に優先して受講いただくために以下の優先順位により、受講者を決定します。

また、同一事業所からの受講者は、原則として2名までとし、受講の可否については、公益社団法人 佐賀県社会福祉士会より申込締切より10日以内に郵送及びメールにて通知します。

<p>① 現在佐賀県内のサービス事業所に所属しており、配置の為に要件を満たしている者。 具体的には、佐賀県内の指定特定・障害児・一般相談支援事業所、指定障害福祉サービス事業所に所属している者で、(別表1)の相談支援専門員、(別表2)の実務経験を満たす者。</p>
<p>② 現在佐賀県内のサービス事業所に所属しており、2年以内に配置の為に要件を満たす予定のある者。 具体的には、佐賀県内の指定特定・障害児・一般相談支援事業所、指定障害福祉サービス事業所に所属している者で、本研修修了後2年以内に、相談支援専門員として従事するための実務経験を満たす者。又は(3)受講対象者の①にあてはまる者。</p>
<p>③ 佐賀県内の市町等職員</p>
<p>④ 佐賀県内の個人受講者 事業所には所属していないが佐賀県内に居住があり、本研修修了後1年以内に相談支援専門員となるための実務経験を満たす者。又は(3)受講対象者の①にあてはまる者。</p>
<p>⑤ 佐賀県以外の者で、受講要件を満たしている者</p>
<p>例えば、優先順位①の対象者の受講申込が定員に達した場合、優先順位②～⑤の対象者の受講はお断りすることがあります。</p>

※1 受講の要件については 3. 内容をご確認ください。

※2 受講申込書(様式1)の事業所等からの所属証明及び推薦がある場合を事業所に所属している者として取り扱い、それ以外は個人での受講申込とします。

## 6. 事業所等からの所属証明及び推薦

様式1 申込書 の「事業所等からの所属証明及び推薦」に所属の事業所もしくは法人の所在地、名称、代表者の役職及び氏名の記載と、職印での押印にて所属している事の証明及び推薦とします。代表者の私印はみとめられません。

## 7. キャンセル手続き

申込キャンセルの連絡は、別途「キャンセル依頼書」にて郵送または、FAXにより提出してください。様式は佐賀県社会福祉士会ホームページの研修ページに掲載しております。

### ①キャンセル料

6月30日までにキャンセルの方はキャンセル料として4,000円（テキスト代等）＋振込手数料を頂きます。それ以降は返金できませんのでご了承ください。

### ②返金方法

返金は、別途ご指定いただいた口座へキャンセル料と振込手数料を差し引いた額の振込みを行います。

※受講料の振り込みがない場合は、キャンセル料は発生しません。

## 8. 研修修了の認定

本研修の修了は全日程の出席が条件となります。原則、以下に該当する場合は研修の修了は認められません。

- 1) 15分以上の遅刻、早退、欠席した者（通信環境の不良による切断を含む）
- 2) 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者（著しい私語、著しい居眠り、著しい携帯電話の使用、研修受講中に他の業務を行う等 研修を受講していると認められないもの）
- 3) 正当な理由なく、身分証明書の提示をしなかった者
- 4) 研修課題を期日までに提出しなかった者、又は課題の再提出について期限内に応じなかった者
- 5) 受講申込書において虚偽の記載があった者

上記の事項に関して、必要に応じて所属証明・推薦を行った法人もしくは、佐賀県障害福祉課への報告や確認を行わせていただきます。

## 9. 修了証書の交付

研修修了の認定を受けた受講者へ研修最終日より一か月以内に郵送にて交付します。

## 10. 確認いただきたい事項について

### オンライン研修

#### ① 遵守事項（オンライン研修受講者は必ずお読みください）

オンライン研修では以下の ア)～ウ) の事項を必ず遵守してください。違反が確認された場合は、それ以降のオンライン受講資格を取り消させていただく可能性があります。その場合は返金に応じかねますのでご了承ください。

ア) 本研修会は、申込した受講者のみ参加することができます。原則、受講者以外と一緒に視聴しないでください。

イ) 講義風景や資料は、演者の許諾がない限り、複製及び録画、再配布はしないでください。

ウ) 受講者用のホームページアドレスや Zoom でのミーティング ID やパスワードは、受講者以外に教えないでください。

## ② 注意事項

A. web 環境（パソコン等のハードウェア、ブラウザ等のソフトウェア、インターネット通信環境、等）については、申込者の負担及び責任において準備及び維持してください。なお、本会の責めに帰さない通信トラブルで研修会等受講が困難になった場合は、本会は責任を負いません。

B. 受講者へのオンライン研修受講の為のアプリケーション等の操作方法説明は「Zoom 操作説明会」及びホームページ掲載の「オンライン研修受講の手引き」にて行います。それ以外の、機器やインターネット環境に関する問い合わせは、各自家電量販店や専門店などに問い合わせてください。

C. 研修資料の案内や、連絡事項については原則メールにて行います。

申込のメールアドレスは必ず、外部からの Zip 付きのメールを受け取れるものにしてください。

## 1 1. その他

1) 台風や大雨、自然災害発生時等により講座を中止や延期する場合があります。

中止や延期などのお知らせは佐賀県社会福祉士会ホームページ (<http://www.saga-csw.or.jp/>)にて前日までに掲載します。

また、急を要する場合には申込書に記載してある連絡先へご連絡させていただく場合がございます。必ず当日受講者本人に連絡のつく電話番号を記載ください。

## 1 2. 問い合わせ先

公益社団法人 佐賀県社会福祉士会 担当 徳山・中島

〒849-0935

佐賀県佐賀市八戸溝一丁目15番3号

電話：0952-20-0012（研修専用ダイヤル）

佐賀県社会福祉士会ホームページ：<http://www.saga-csw.or.jp/>

Email: [kensyusaga@saga-csw.or.jp](mailto:kensyusaga@saga-csw.or.jp)